

小作爭議調查表

No. 26

(昭和十年二月分)

財團 協調會 福岡出張所

場 所	牛馬郡 西原町 小作	發 生	昭和十年二月十三日
關 係 人 員	地主 橋崎元一 小作人 鈴木健太郎 外一名	種 類 面 積	田六反三畝十一三歩
地 主 關 係 團 體	+	小 作 人 關 係 團 體	月農九州同盟會 五反田支那
原 因	賃借耕地は昭和八年より爭議調停中係小作人毎一年一月末自迄に納入せず、事はとて解 池(左)に小作人は組合を組織して小作人鈴木健太郎は三俵と合辦し残余は 内閣を理由に納入せざるに因り		
事 要 項 求	残余小作米と米年度迄貸與方西本		
經 過	<p>小作人は昭和九年の小作料査定率決定に際し、不協致未定を理由に納入せず、 各地に土地返還を要す</p> <p>二月十三日小作人側は福岡地方裁判所に小作調停を申請し、請求</p> <p>二月二十日前原町裁判所に於て調停委員合開座及び主張を周知し、於て小作人は 以て、難得た力を得し、小作人二人の全小作料十二俵(鈴木七俵、松山九俵)の割減を 向小作料納入の要求を存す、事決定の状況は、取りと、小作料若くは 斡旋に於て、土地修繕として、解決す</p>		

備 考	<p>由來</p> <p>一 債借人の借貸人に対し、昭和九年十二月の土地と昭和十年五月五日小作料収獲と 同時に明渡す</p> <p>二 本件土地は、昭和九年年度小作料十俵二年は三割五分減額す、六俵三斗 三升と昭和十年二月二十三日迄に借貸人住所に於て支拂ふ</p> <p>三 借貸人が本件土地調停の期日迄に納入せず、昭和十年年度小作料を免除 し、借借人は本件土地明渡しに際し、本和解契約以外耕作料等を請求す</p> <p>四 本契約は、借借人が土地明渡し後、耕作料請求の強制執行を要し、思慮す</p> <p>五 借借人の請求は、請求せずと放棄す</p> <p>六 本契約は裁判上の和解と為す、是を当事者双方同意す</p>
果 結	<p>和解契約書</p>